市町村合併について考えよう

市町村合併を考えるうえで、通常心配されていることが「中心部だけが良くなって周辺部は寂れないか」「市町村規模が大きくなり、住民代表としての議員の数も少なくなると、住民の声が届きにくくならないか」といった問題です。これに対して、問題の対応策としてとりあげられるのが、新しい市の建設計画の執行状況のチェックを行い、施策の実施状況を監視する役目を果たす『地域審議会』の設置です。そこで、『地域審議会』とは、どういった性格のものなのか、説明しましょう。

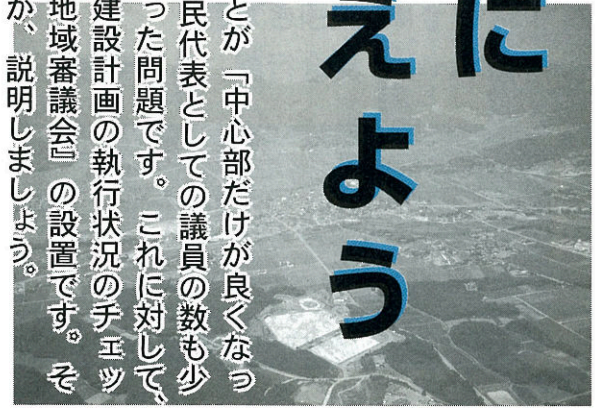

制度創設の趣旨

合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応するため、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくために創設されました。

設置の手続き

(1)地域審議会を設置するかどうかについては、合併関係市町村で協議されます。

(2)審議会の構成員の定数、任期、任免、その他、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村で協議されます。

(3)(1)及び(2)の協議について、合併関係市町村の議会の議決を経ます。

(4)合併関係市町村が協議内容を告示します。

※合併後に合併市町村が(2)の事項を変更しようとするときは、条例で定めることとされています。

任務

(1)合併市町村の長の諮問に応じて意見を述べること。

(例)

・市町村建設計画の変更

・市町村建設計画の執行状況等

・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

・基本構想、各種計画の策定や変更

(2)必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること。

(例)

・市町村建設計画の執行状況等

・公共施設の設置・管理運営

・福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況

設置

地域の実情に応じて設置されるものです。

・設置の単位は、合併関係市町村の区域となります。

・すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではありません。

・二つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことはできません。

・一つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて置くことはできません。

設置の期間

合併関係市町村の協議により定められる一定の期間に限られます。

また、合併後に設置期間の変更を行うことは、一般的には適切でないとされています。

設置の事例

(1)岩手県大船渡市（平成13年11月15日三陸町を編入合併）

→旧三陸町を設置区域とする「大船渡市三陸地域審議会」が設置されました。

(2)熊本県あさぎり町（球磨郡上村、免田町、岡原村、須恵村及び深田村による平成15年4月1日に向けての新設合併）

→5地区を設置区域とする各地域審議会を設置することが決定されています。

(3)山口県周南市（徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会で協定済、平成15年4月21日を目標に新設合併）

→合併前の市町の区域ごとに地域審議会を設置することを協定されています。

◆ 熊本県あさぎり町（人口：17,751人）

所掌事項	○関係区域ごとに、当該区域に係る次の事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申する。 ・新町建設計画の変更に関する事項 ・新町建設計画の執行状況に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・新町の基本構想の作成及び変更に関する事項 ・その他町長が必要と認める事項
組織	○定数：１５名以内 ○選出区分 区長 農林業団体、商工業団体 社会教育及び学校教育の団体 青年、女性、老人を構成員とする組織 社会福祉関係者、消防団員 学識経験者 ○任期：２年
設置期間	平成１５年４月１日～平成２５年３月３１日
会議	○年２回以上開催する。